

板倉町宅地開発指導要綱に基づく事前協議 事務手続き概要

1 事前相談＜事業主＞

板倉町宅地開発指導要綱の適用の有無について、都市建設課計画管理係(以下、担当係)へご相談ください。事前協議が必要な場合、必要書類等の説明があります。

【適用事業(原則)】

区域面積：市街化区域又は市街化調整区域に関わらず0.1ha～5.0ha未満。

行為の内容：建築物の建築の用に供する目的に行う土地の区画形質の変更及び施設の整備。

ただし法で定める適用除外となる開発行為※は除く。

※開発行為の許可申請の可否については、太田土木事務所建築係(32-2937)へご相談ください。

また、事業に伴い、法令等(農振法、道路法他)で定める必要な手続きについて関係課局より説明を受け、別途協議のうえ事前協議書の提出までに手続きを進めてください。(「審議担当課局と主な指導事項」参照。)

2 図面等の作成＜事業主＞

板倉町宅地開発指導要綱に基づき、計画図面を作成してください。

3 関係課局との事前調整＜事業主＞

計画図面を基に関係課局と事前調整を行い、結果を反映して図面等をご訂正ください。

4 事前協議書の提出＜事業主＞

訂正後図面等を添付して「事前協議申請書(様式第1号)」を担当係へご提出ください。

※開発行為の許可申請前に、事前協議申請書を町へ提出して協議してください。

5 板倉町土地利用対策委員会による審議＜板倉町＞

板倉町土地利用対策委員会による審議結果について、「事前協議に係る審査結果通知書」にて事業主へ通知します。

6 関係課局との協議＜事業主＞

審議結果を踏まえて関係課局と協議を行ってください。

協議終了後、協議終了日を記載し各担当が押印した「事前協議に係る審査結果通知書」の写しと、協議により変更や追加になった図面等を担当係へご提出ください。

7 法第32条に基づく同意申請・協議他＜事業主＞

法第32条に基づく協議他、開発行為の許可申請に伴い必要な手続きに係り、要綱第16条による申請書等を担当係へご提出ください。

8 宅地開発行為の承認審査＜板倉町＞

担当係が関係課局に協議結果の反映について確認します。

また、法第32条に基づく協議等について審査します。

9 事前協議に係る回答＜板倉町＞

協議結果の確認がとれましたら、「宅地開発事業承認通知書」を事業主へ通知します。

また、法第32条に基づく協議等についての回答を通知します。※法令等で定める必要な手続きについての回答も適宜行います。

※以後、着手届及び開発検査済証の交付を受けた後に町へ完了届の提出をいただきます。

公共施設の帰属については告示翌日以後に所有権移転登記の作業を行いますが、開発検査済証の交付を受け次第、適宜ご相談ください。